

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則	第一章 納稅義務者(第四条)	第二章 連結納稅義務者(第四条の二—第四条の五)	第三章 法人課稅信託(第四条の六—第四条の八)
第二章 納稅義務者(第四条)	第二章の二 連結納稅義務者(第四条の二—第四条の五)	第二章の三 法人課稅信託(第四条の六—第四条の八)	第三章 課稅所得等の範囲等
第一節 課稅所得等の範囲(第五条—第十条の二)	第二節 課稅所得の範囲の変更等(第十条の三)	第二節 同上	第二章の二 同上
第二編 内国法人の法人税	第四章 所得の帰属に関する通則(第十一条・第十二条)	第四章 同上	第一章 同上
第一章 各事業年度の所得に対する法人税	第五章 事業年度等(第十三条—第十五条の二)	第五章 同上	第二章の三 同上
第一節 課稅標準及びその計算	第六章 納稅地(第十六条—第二十条)	第六章 同上	第三章 同上
第一款 課稅標準(第二十一条)			第二章 同上
第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二条)			第一章 同上
第三款 益金の額の計算			第二編 同上
第一目 受取配当等(第二十三条—第二十四条)	第一款 同上	第一節 同上	第一章 同上
第二目 資産の評価益(第二十五条)	第二款 同上	第二節 同上	第二章の二 同上
第三目 受贈益(第二十五条の二)	第三款 同上	第三節 同上	第二章の三 同上
第四目 還付金等(第二十六条—第二十八条)	第四款 同上	第四節 同上	第三章 同上
第四款 損金の額の計算			第二章 同上
第一目 資産の評価及び償却費(第二十九条—第三十二条)			第一章 同上
第二目 資産の評価損(第三十三条)			第二章の二 同上
第三目 役員の給与等(第三十四条—第三十六条)			第二章の三 同上
第四目 寄附金(第三十七条)			第三章 同上
第五目 租稅公課等(第三十八条—第四十一条)			第四章 同上
第六目 圧縮記帳(第四十二条—第五十一条)			第五章 同上

目次

第一編 同上	第一章 同上	第二章 同上	第三章 同上	第四章 同上	第五章 同上	第六章 同上
第二編 同上	第一章 同上	第二章 同上	第三章 同上	第四章 同上	第五章 同上	第六章 同上
第三款 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第五目 同上	第六目 同上
第四款 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第五目 同上	第六目 同上
同上						
上上						

第七目	引当金（第五十二条・第五十三条）	第七目 同上
第七目の二	新株予約権を対価とする費用等（第五十四条）	第七目の二 同上
第七目の三	不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条）	第七目の三 同上
第八目	繰越欠損金（第五十七条～第五十九条）	第八目 同上
第九目	契約者配当等（第六十条・第六十条の二）	第九目 同上
第十目	特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十条の三）	第十目 同上
第五款	利益の額又は損失の額の計算	第五款 同上
第一目	短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）	第一目 同上
第一目の二	有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二～第六十一条の四）	第一目の二 同上
第二目	デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十一条の五）	第二目 同上
第三目	ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六・第六十一条の七）	第三目 同上
第四目	外貨建取引の換算等（第六十一条の八～第六十一条の十）	第四目 同上
第五目	連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）	第五目 同上
第六目	完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条の十三）	第六目 同上
第六款	組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条～第六十二条の九）	第六款 同上
第七款	収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六十四条）	第七款 同上
第八款	リース取引（第六十四条の二）	第八款 同上
第九款	法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三）	第九款 同上
第十款	公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（第六十四条の四）	第十款 同上
第十一款	各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）	第十一款 同上
第二節 税額の計算		第二節 同上

第七目	同上
第七目の二	同上
第七目の三	同上
第八目	同上
第九目	同上
第十目	同上
第五款	同上
第一目	同上
第一目の二	同上
第二目	同上
第三目	同上
第四目	同上
第五目	同上
第六目	同上
第六款	同上
第七款	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上
第十一款	同上
第二節	同上

第一款	税率（第六十六条・第六十七条）	第一款 同上
第二款	税額控除（第六十八条—第七十条の二）	第二款 同上
第三節	申告、納付及び還付等	第三節 同上
第一款	中間申告（第七十一条—第七十三条）	第一款 同上
第二款	確定申告（第七十四条—第七十五条の二）	第二款 同上
第三款	納付（第七十六条・第七十七条）	第三款 同上
第四款	還付（第七十八条—第八十条）	第四款 同上
第五款	更正の請求の特例（第八十条の二）	第五款 同上
第一章の二	各連結事業年度の連結所得に対する法人税	第一章の二 同上
第二款	各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）	第二款 同上
第一節	課税標準（第八十一条）	第一節 同上
第一款	課税標準（第八十一条）	第一款 同上
第二款	各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）	第二款 同上
第三款	益金の額又は損金の額の計算	第三款 同上
第一目	個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）	第一目 同上
第二目	受取配当等（第八十一条の四）	第二目 同上
第三目	外国税額（第八十一条の五）	第三目 同上
第四目	寄附金（第八十一条の六）	第四目 同上
第五目	所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）	第五目 同上
第六目	繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）	第六目 同上
第四款	各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十一）	第四款 同上
第二節	税額の計算	第二節 同上
第一款	税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）	第一款 同上
第二款	税額控除（第八十一条の十四—第八十一条の十七）	第二款 同上
第三款	連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）	第三款 同上
第三節	申告、納付及び還付等	第三節 同上
第一款	連結中間申告（第八十一条の十九—第八十一条の二十二）	第一款 同上
第二款	連結確定申告（第八十一条の二十二—第八十一条の二十）	第二款 同上
第三款	個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）	第三款 同上
第四款	納付（第八十一条の二十六—第八十一条の二十八）	第四款 同上
第五款	還付（第八十一条の二十九—第八十一条の三十二）	第五款 同上

第一款	同上	第一款 同上	第一款 同上	第一款 同上	第一款 同上
第二款	同上	第二款 同上	第二款 同上	第二款 同上	第二款 同上
第三款	同上	第三款 同上	第三款 同上	第三款 同上	第三款 同上
第四款	同上	第四款 同上	第四款 同上	第四款 同上	第四款 同上
第五目	同上	第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上
第六目	同上	第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上
第一節	同上	第一節 同上	第一節 同上	第一節 同上	第一節 同上
第二款	同上	第二款 同上	第二款 同上	第二款 同上	第二款 同上
第三款	同上	第三款 同上	第三款 同上	第三款 同上	第三款 同上
第四款	同上	第四款 同上	第四款 同上	第四款 同上	第四款 同上
第五目	同上	第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上
第六目	同上	第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上
第一節	同上	第一節 同上	第一節 同上	第一節 同上	第一節 同上
第二款	同上	第二款 同上	第二款 同上	第二款 同上	第二款 同上
第三款	同上	第三款 同上	第三款 同上	第三款 同上	第三款 同上
第四款	同上	第四款 同上	第四款 同上	第四款 同上	第四款 同上
第五款	同上	第五款 同上	第五款 同上	第五款 同上	第五款 同上

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条—第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 申告及び納付（第八十八条—第一百二十条）

第三章 青色申告（第一百二十一一条—第一百二十八条）

第四章 更正及び決定（第一百二十九条—第一百三十七条）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第一百三十八条—第一百四十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第一百四十二条）

第二款 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二条—第一百四十二条の八）

第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二条—第一百四十二条の九）

第二節 税額の計算（第一百四十三条—第一百四十四条の二）

第一款 中間申告（第一百四十四条の三—第一百四十四条の五）

第二款 確定申告（第一百四十四条の六—第一百四十四条の八）

第三款 納付（第一百四十四条の九・第一百四十四条の十）

第四款 還付（第一百四十四条の十一—第一百四十四条の十三）

第五款 更正の請求の特例（第一百四十五条）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二—第一百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第一百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第一百四十五条の五）

第四章 青色申告（第一百四十六条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第一百四十六条の二）

第六章 更正及び決定（第一百四十七条—第一百四十七条の四）

第四編 雜則（第一百四十八条—第一百五十八条）

第五編 罰則（第一百五十九条—第一百六十三条）

第六款 同 上

第二章 同 上

第一節 同 上

第二章 同 上

第三節 同 上

第四章 同 上

第三編 同 上

第一章 同 上

第二章 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第二節 税額の計算（第一百四十三条・第一百四十四条）

第一節 申告、納付及び還付等（第一百四十五条）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二の十七 省略

十二の十八 恒久的施設 次に掲げるものをいう。

イ 外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ 外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるもの）を行ふ場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

十三～二十五 省略

二十六 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合併して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指定型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号及び第二十九号ロにおいて同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。

二十七～二十九の二 省略

三十 中間申告書 第七十二条第一項（中間申告）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（中間申告）の規定による申告書をいう。

三十一 確定申告書 第七十四条第一項（確定申告）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

(定義)
第二条 同上

一〇十二の十七 同上

十三～二十五 同上

二十六 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合併して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指定型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。次号及び第二十九号ロにおいて同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。

二十七～二十九の二 同上

三十 中間申告書 第七十二条第一項（中間申告）（第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

三十一 確定申告書 第七十四条第一項（確定申告）（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十一の二～三十七の二 省 略

三十八 中間納付額 第七十六条（中間申告による納付）、第八十一条の二十六（連結中間申告による納付）又は第一百四十四条の九（中間申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は人税の額）をいう。

三十九 省 略

四十 決定 この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節（課税標準及びその計算）、第一百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）、第一百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）、第一百三十五条第三項第三号及び第四項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）、第一百四十七条の三（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）並びに第一百四十七条の四（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の場合を除き、国税通則法第二条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十六（連結中間申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）をいう。

四十一～四十四 省 略

第四条 省 略

3 2 省 略

3 外国法人は、第一百三十八条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき（人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものと/orを有するときに限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は第一百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

4 省 略

（外国法人の課税所得の範囲）

第九条 外国法人に対しては、第一百四十二条各号（課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

三十一の二～三十七の二 同 上

三十八 中間納付額 第七十六条（中間申告による納付）（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十六（連結中間申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）をいう。

三十九 同 上

四十 決定 この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節（課税標準及びその計算）、第一百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）、第一百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）並びに第一百三十五条第三項第三号及び第四項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の場合を除き、国税通則法第二条第一項（決定）の規定による決定をいう。

四十一～四十四 同 上

第四条 同 上

3 2 同 上

3 外国法人は、第一百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき（人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものと/orを有するときに限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は第一百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

4 同 上

（外国法人の課税所得の範囲）

第九条 外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち第一百四十二条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用)

第十条の三 省 略

(課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用)
第十条の三 同 上

2 同 上

3 | 2 省 略
 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第一百四十四条の十三第九項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定その他政令で定める規定を適用する。

4 | 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいづれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定

二 第百四十二条第二項の規定により第五十八条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定

三 第百四十二条第二項の規定により第五十九条の規定に準じて計算する場合における同条の規定

四 第百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）の規定

五 第百四十四条の二第二項、第三項及び第八項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定

六 第百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十一項の規定

5 | 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 | 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業年度の意義)

第十三条 省略

2 法令及び定款等に会計期間の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日以後二月以内に、会計期間を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 省略

二 外国法人 恒久的施設を有する外国法人になつた日又は恒久的施設を有しないで第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第一百四十二条第二号（課税標準）に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（人格のない社団等については、同条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日）

3・4 省略

(みなし事業年度)

第十四条 次の各号に規定する法人（第五号から第七号までにあつてはこれらに規定する他の内国法人とし、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十号及び第十六号にあつてはこれらの規定に規定する連結法人とし、第十四号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一・二二 省略

二十三 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途中において恒久的施設を有することとなつた場合 その事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間及びその有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十四 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途中において恒久的施設を有しないこととなつた場合 その事業年度開始の日からその有しないこととなつた日までの期間及びその有しないこととなつた日

(事業年度の意義)

第十三条 同上

2 同上

一 同上

二 外国法人 第百四十二条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第一百四十二条第四号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（人格のない社団等については、第一百四十二条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日）

3・4 同上

(みなし事業年度)

第十四条 同上

一・二二 同上

二十三 第百四十二条第二号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途中において同条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合、同条第三号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合、同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人（同条第二号に掲げる外国法人にも該当する法人を除く。）が事業年度の中途中において同条第一号若しくは第二号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合、同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途中において同条第一

翌日からその事業年度終了の日までの期間

二十五 恒久的施設を有しない外国法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業を開始し、又は当該事業を廃止した場合、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度終了の日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了の日までの期間）

号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合又は同条第二号若しくは第三号に掲げる外国法人のいずれかに該当する法人が事業年度の中途において同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当することとなつた場合、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十四 第百四十二条第一号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第二号から第四号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合、同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第三号若しくは第四号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合（同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が同号及び同条第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当することとなつた場合を除く。）、同条第三号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第四号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合又は同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人が事業年度の中途においてこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日までの期間及びその該当することとなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

二十五 第百四十二条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第百三十八条第二号（人の役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を開始し、又は当該事業を廃止した場合、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度終了の日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了の日までの期間）

(外国法人の納税地)

第十七条 外国法人の法人税の納税地は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 恒久的施設を有する外国法人 その外国法人が国内において行なう事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地）

二 恒久的施設を有しない外国法人で、第一百三十八条第一項第五号（国内源泉所得）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受けるもの 当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

三 省略

(還付金等の益金不算入)

第二十六条 内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一～三 省略

四 第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）若しくは第八十一条の三十ー（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は地方法人税法（平成二十六年法律第二号）第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定による還付金

3 2 省略

内国法人が納付することとなつた外國法人税（第六十九条第一項（外國税額の控除）に規定する外國法人税をいう。以下この項において同じ。）の額につき同条第一項から第三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外國税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外國法人税の額が減額された場合（当該内国法人が第六十九条第十一項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあ

(外国法人の納税地)

第十七条 外国法人の法人税の納税地は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 第百四十二条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外國法人）に掲げる外國法人 その外國法人が国内において行なう事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地）

二 前号に該当しない外國法人で、第一百三十八条第三号（不動産の貸付け等の対価）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受けるもの 当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たるもの所在地）

三 同上

(還付金等の益金不算入)

第二十六条 同上

一～三 同上

四 第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）又は第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金

3 2 同上

内国法人が納付することとなつた外國法人税（第六十九条第一項（外國税額の控除）に規定する外國法人税をいう。以下この項において同じ。）の額につき同条第一項から第三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外國税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外國法人税の額が減額された場合（当該内国法人が第六十九条第五項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法

つては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該内国法人が移転ち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税のとなつた外國法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外國法人税の額が減額された場合を含む。）には、その減額された金額のうち第六十九条第一項に規定する控除対象外國法人税の額又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 内国法人が他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は附帯税（利子税を除く。次項において同じ。）の負担額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5 前項の他の内国法人が同項の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は附帯税の負担額の減少額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

6 省略

（役員給与の損金不算入）

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与及び五十四条第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第

人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外國法人税の額が減額された場合を含む。）には、その減額された金額のうち第六十九条第一項に規定する控除対象外國法人税の額又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 内国法人が他の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は附帯税（利子税を除く。次項において同じ。）の負担額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5 前項の他の内国法人が同項の内国法人から各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額又は附帯税の負担額の減少額を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

6 同上

（役員給与の損金不算入）

第三十四条 同上

三項の規定のあるものを除く。以下この項において同じ。) のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一・二省略

三 同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員(業務を執行する役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)に対して支給する利益運動給与で次に掲げる要件を満たすもの(他の業務執行役員の全てに対して次に掲げる要件を満たす利益運動給与を支給する場合に限る。)

イ その算定方法が、当該事業年度の利益に関する指標(金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)に規定する有価証券報告書(3)において「有価証券報告書」という。)に記載されるものに限る。)を基礎とした客観的なもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)であること。

(1)省略

(2) 政令で定める日までに、報酬委員会(会社法第四百四条第三項(指名委員会等の権限等)の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がある者がその委員になつてゐるもの(以下この号において同じ。)を除く。)が決定をしていることその他これに準ずる適正な手続として政令で定める手続を経てること。

(3)省略

3 2 口省略
内国法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4 5 6 省略

(法人税額等の損金不算入)

第三十八条 内国法人が納付する法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。)の額及び地方法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く

一・二同上

三 同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員(業務を執行する役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)に対して支給する利益運動給与で次に掲げる要件を満たすもの(他の業務執行役員のすべてに対して次に掲げる要件を満たす利益運動給与を支給する場合に限る。)

イ 同上

(1)同上

(2) 政令で定める日までに、報酬委員会(会社法第四百四条第三項(委員会の権限等)の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がその委員になつてゐるもの(以下この号において同じ。)を除く。)が決定をしていることその他これに準ずる適正な手続として政令で定める手続を経てすること。

(3)同上

3 2 同上
内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4 5 6 同上

(法人税額等の損金不算入)

第三十八条 内国法人が納付する法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。)の額は、次に掲げる法人税の額を除き、その内国法人の各事業年度の所得の金額の

。以下この項において同じ。)の額は、第一号から第三号までに掲げる法人税の額及び第四号から第六号までに掲げる地方法人税の額を除き、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

計算上、損金の額に算入しない。

一・三 省略

四 第一号に掲げる法人税に係る地方法人税

五 国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ又は第二十八条第二項第三号ハに掲げる金額に相当する地方法人税

六 地方法人税法第十九条第五項(確定申告)において準用する第七十五条第七項(第七十五条の二第六項若しくは第八項、第八十一条の二十三第二項又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する場合を含む。)の規定による利子税

3 2 省略

内国法人が他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額又は附帯税(利子税を除く。次項において同じ。)の負担額の減少額を支払う場合には、その支払額を支払う場合には、その支払額を支払う場合には、その支払う金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4 前項の他の内国法人が同項の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は附帯税の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)

第六十二条の七 省略

一・三 同上

3 2 同上

内国法人が他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額又は附帯税(利子税を除く。次項において同じ。)の負担額の減少額を支払う場合には、その支払う金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

前項の他の内国法人が同項の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は附帯税の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)

第六十二条の七 同上

256 省略

7 第一項の支配関係法人が特定適格組織再編成等前に同項の内国法人との間に支配関係がある他の法人から移転を受けた資産について政令で定めるところにより第二項第一号の特定引継資産とみなすほか、同号に規定する損失の額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定同族会社の特別税率)

第六十七条 省略

32省略

3 第一項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第五項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第一号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

14省略

5 第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの中の税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額を除く。）、第二十六条第二項に規定する減額された金額、同条第三項に規定する減額された部分として政令で定める金額、その受け取る附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額及び附帯税の負担額並びに同条第六項に規定する還

256 同上

7 第二項第一号に規定する損失の額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定同族会社の特別税率)

第六十七条 同上

32同上

3 第一項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第五項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

14同上

5 第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの中の税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額を除く。）、第二十六条第二項に規定する減額された金額、同条第三項に規定する減額された部分として政令で定める金額、その受け取る附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに同条第六項に規定する還付を受ける金額

(外国税額の控除)

第六十九条 内国法人が各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第十四項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める金額をいう。）を限度として、その外國法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外國法人税の額、内國法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外國法人税の額、内國法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外國法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外國法人税の額その他政令で定める外國法人税の額その他の政令で定める外國法人税の額を除く。以下この条において「控除対象外國法人税の額」という。）を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び地方税控除限度額として政令で定める金額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十一項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

3 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付したこととなつた控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

4 第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

一 内国法人が国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を通じて事業を行う場合において、当該国外事業所等が当該内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能（当該国外事業所等において使用する資産、当該国外事業所等と当該内国法人の本店等（当該内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該国外事業所等以外のものをいう。以下この条において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得（当該国外事業所等の譲渡により生ずる所得を含み、第十四号に該当するものを除く。）

二 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得

三 国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う法人が受ける当該人的役務の提供に係る対価

五 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

3 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付したこととなつた控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十一項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

六 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子

ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。）若しくはこれに相当する信託の収益の分配

七 所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ 外国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ 国外にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は第二条第二十九号ハ

（定義）に規定する特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配

八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

九 国外において業務を行う者から受けける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価
ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料

十 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十一 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を

通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剩余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十二 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益

イ 所得税法第一百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補填金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ 所得税法第一百七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの

ハ 所得税法第一百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

二 所得税法第一百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ 所得税法第一百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの

ヘ 所得税法第一百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十三 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受けける利益の分配

十四 国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるもの

十五 第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課すことができることとされる所得のうち

政令で定めるもの

十六 前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

5| 前項第二号から第十三号まで及び第十六号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。

6| 第四項第一号に規定する内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

7| 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける内国法人については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

8| 内国法人の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該内国法人の国外事業所等が、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

9| 内国法人の国外事業所等が、租税条約（内国法人の国外事業所等が本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合に、その棚卸資産を購入する業務から生ずる所得が、その国外事業所等に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのあるものに限る。）の相手国等に所在し、かつ、当該内国法人の国外事業所等が本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等のその棚卸資産を購入する業務から生ずる第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

10| 内国法人が控除対象外国法人税の額を納付することとなる事業年度開始の日前三以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外國税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、第二項の規定の適用については、その連結控除限度個別帰属額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度の控除限度額とみなし、内国法人が控除対象外国法人税の額を納付することとなる事業年度開始の日前三以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額（第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、第三項の規定の適用については、その個別控除対象外国法人税の額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなす。

11| 内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項及び第十四項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第十四項において「被合併法人等」という。）である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が当該前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなす。

一 省 略

二 適格分割又は適格現物出資（以下第十三項までにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（次項及び第十三項において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度（適格分割等の日の属する事業年度開始の日前三以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。第十三項において同じ。）の控除限度額及び連絡控

4| 内国法人が控除対象外国法人税の額を納付することとなる事業年度開始の日前三以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外國税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、第二項の規定の適用については、その連結控除限度個別帰属額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度の控除限度額とみなし、内国法人が控除対象外国法人税の額を納付することとなる事業年度開始の日前三以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額（第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別控除対象外国法人税の額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなす。

一 同 上

二 適格分割又は適格現物出資（以下第七項までにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（次項及び第七項において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度（適格分割等の日の属する事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。第七項において同じ。）の控除限度額及び連絡控